

# デジタルコンテンツ についての ルールを 守ろう!



売っちゃダメ!!

買わないで!!



# デジタルコンテンツを守るための管理技術と 管理技術の回避装置



## コピー管理技術・アクセス管理技術

著作権法における保護対象

不正競争防止法における保護対象

### コピー管理技術（コピーコントロール技術）

- コンテンツに信号を付して、コピーを制限（SCMS、CGMS）
- コピーしようとする、真正データを伝送せず、雑音を入れる（不完全なコピー作成）



### アクセス管理技術（アクセスコントロール技術）

- コンテンツを暗号化して、契約者以外の視聴を制限（スクランブル放送）



## 回避装置（キャンセラー）

コピー管理技術については不正競争防止法と著作権法により、また、アクセス管理技術については不正競争防止法により、それぞれ保護されています。そのため、コピー管理技術やアクセス管理技術を破るための装置（キャンセラー等）を譲渡等する行為は、不正競争防止法・著作権法に違反する可能性があります。違反者に対しては、下記の民事上の請求がなされ、また、刑事罰が科される場合があります。

2009年2月27日には、東京地方裁判所が、いわゆるマジコンの輸入、販売等は違法であるとして、マジコンの輸入、販売等を行っていた業者に対して、マジコンの輸入、販売等の差止め及び在庫品の廃棄を命じました。

### 譲渡等の目的での 回避装置（キャンセラー）の 輸入

（不正競争防止法2条1項10号及び11号、  
著作権法120条の2第1号該当行為）



### 禁止行為等 の 具体例

### 回避装置（キャンセラー）の 販売

（不正競争防止法2条1項10号及び11号、  
著作権法120条の2第1号該当行為）



### 譲渡等の目的での 回避装置（キャンセラー）の 製造

（著作権法120条の2第1号該当行為）



# 関連する法律に違反した場合の 民事・刑事罰



## 民事上の請求(救済): 差止・損害賠償請求!!

技術的手段に対する不正行為があった場合には、不正競争防止法に基づき、不正行為により営業上の利益を侵害された者又はそのおそれのある者は、その不正行為の差止、侵害予防行為等を請求することができます(不正競争防止法3条)。さらに、その技術的手段に対する不正行為によって、営業上の利益を侵害された者は、その行為を行った者に対して損害賠償の請求をすることもできます(同法4条)。

また、技術的手段を回避してコンテンツの複製がなされている場合には、複製権侵害に基づく差止や損害賠償を請求することができます(著作権法112条、民法709条)。



## 刑事上の制裁(処罰): 懲役若しくは罰金!!

著作権法に基づき、コピー管理技術を回避することを専らその機能とする装置等を譲渡等した場合には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又はこれらの併科)に処せられます(著作権法120条の2第1号及び2号)。



### 回避装置( canceller) を 利用したコンテンツの複製

(著作権法30条1項2号該当行為)



これらの行為は法律で  
禁止されています!

### 回避サービス (コピーロック等の解除) の 提供

(著作権法120条の2第2号該当行為)



# Q & A

**Q1** マジコンでゲームをすることは違法なのでしょうか？

**A1**

マジコンでゲームをするために、インターネット配信されるゲームソフト\*を、その配信行為が著作権侵害（国外で行われるインターネット配信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべき場合も含まれます。）であることを知りながらダウンロードする場合には、著作権侵害となります（著作権法30条1項3号等）。なお、2009年2月27日に東京地方裁判所はマジコンの輸入、販売等を不正競争防止法2条1項10号に違反すると判示しています。

※ゲームソフトのうち、映画の著作物に該当するものを指します。



**Q2**

コピープロテクトを外したDVDを友人からもらったのですが、このDVDを使って個人的に複製することは違法なのでしょうか？

**A2**

私的な複製であっても、コピープロテクトを外すことによって複製が可能となっていることを知って複製した場合には、複製権侵害となり得ます（著作権法30条1項2号）。



## お問い合わせ

### 〈不正競争防止法について〉

経済産業省知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話:03-3501-3752 FAX:03-3501-3580

### 〈著作権法について〉

文化庁長官官房著作権課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話:03-6734-2849 FAX:03-6734-3813

※本資料は、下記のウェブサイトから入手できますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

Email: fuseishouhin@npa.go.jp

または最寄りの警察署（生活安全課）

